

指定グループホーム入居生活費扶助要綱

(目的)

第1条 指定グループホームの入居者の生活に要する費用の扶助については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、指定グループホームとは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者が法第5条第17項に規定する共同生活援助を提供するための住宅（以下「グループホーム」という。）をいう。

(扶助の対象)

第3条 扶助の対象は、法第19条第1項の規定により本市が支給決定を行った者が入居する指定グループホームとする。

(扶助費の額)

第4条 扶助費の額は、予算の範囲内において、入居者1人につき別表に定める額とする。

(扶助費の請求)

第5条 指定グループホームの長は、前条の扶助費の請求については、法第29条第6項の規定による訓練等給付費の請求と同一の請求書で行うことができる。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の知的障害者指定グループホーム入居生活費扶助要綱第1条に規定する指定障害福祉サービス事業者には、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第10条第5項の規定により同法第29条第1項の指定を受けたものとみなされる者を含むものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 精神障害者グループホーム運営費助成要綱（平成7年4月1日制定）は、廃止する。

3 この要綱施行の日から平成19年3月31日までの間は、この要綱施行の日に現に指定グループホームに次のいずれかに該当する者が入居していた場合、当該入居者1人1月につき、それぞれ定める額を扶助費の額に加えるものとする。

(1) 重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している者 46,475円

(2) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表第3の1の注1に規定する心身の状態にある者 89,375円

附 則

この要綱は、平成19年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行し、改正後の指定グループホーム等入居生活費扶助要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 基本分

（単位：円）

障害支援区分	世話人の配置	扶 助 額 (1月当たり)							
		一級地	二級地	三級地	四級地	五級地	六級地	七級地	その他
区分1	6 : 1	18,149	20,247	20,794	22,375	23,439	25,567	27,148	28,728
	5 : 1	15,469	17,871	18,448	20,242	21,458	23,829	25,623	27,416
	4 : 1	7,000	9,828	10,527	12,655	14,084	16,911	19,039	21,136
区分2	6 : 1	16,234	18,757	19,365	21,250	22,496	24,989	26,874	28,728
	5 : 1	11,456	14,284	14,983	17,111	18,540	21,367	23,495	25,592
	4 : 1	1,559	4,872	5,693	8,186	9,828	13,141	15,634	18,096
区分3	6 : 1	4,013	7,388	8,208	10,732	12,434	15,778	18,301	20,824
	5 : 1	0	3,248	4,191	6,957	8,781	12,490	15,256	17,992
	4 : 1	0	0	0	0	0	3,960	7,092	10,192
区分4	6 : 1	0	0	0	0	0	0	0	1,976

2 加算分

（単位：円）

区 分	扶 助 額 (1月当たり)
初期受入支援加算（Ⅰ）	9,120
初期受入支援加算（Ⅱ）	7,296
上限管理事務加算	1,500

備考

- 1 区分1、区分2、区分3及び区分4とは、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条に規定する区分をいい、非該当とは、同条に規定する区分のいずれにも該当しない場合をいう。
- 2 世話人の配置の区分については次のとおりとする。
 - (1) 6 : 1 利用者の数を6で除して得た数以上の世話人が配置されている場合（次の2号に該当する場合を除く。）
 - (2) 5 : 1 利用者の数を5で除して得た数以上の世話人が配置さ

れている場合（次号に該当する場合を除く。）

(3) 4 : 1 利用者の数を4で除して得た数以上の世話人が配置されている場合

- 3 級地とは、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める1単位の単価並びに厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年9月29日厚生労働省告示第539号）第2号に掲げる表中の地域区分とする。
- 4 月の途中で入居又は退居があった場合は、日割り計算を行うものとする（基本分に限る。）。
- 5 初期受入支援加算（Ⅰ）は、障害者支援施設、障害児入所施設の他の第一種社会福祉施設又は精神科病院からの新規の入居者を受け入れた場合に加算し、初期受入支援加算（Ⅱ）は、それ以外の新規の入居者を受け入れた場合に加算するものとする。この場合において、加算期間は、新規の入居者を受け入れた月から起算して12月間とする。
- 6 上限管理事務加算は、同一の月において複数の指定障害福祉サービス事業所からサービスを受ける入居者について、当該指定グループホームが障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算するものとする。